

高山市告示第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により、地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

高山市長 田 中 明

記

1 名称

豊明臺組

2 主たる事務所の所在地

規約第 10 条に定める氏子総代の住所

3 代表者の氏名及び住所

道上 清孝

住所は非表示

4 規約に定める目的

- （1）櫻山八幡宮例祭（以下「本例祭」という）にかかる屋台及び祭行事を後世に継承すべく維持管理に努め、かつその活用と保存及び伝統継承のための環境を整備し、本例祭に当たっては敬神の念をもって組員全員が積極的に出仕参加することにより、櫻山八幡宮（以下単に「神社」という）及び地域の発展に寄与すること。
- （2）本区域の住民相互の連絡、環境の整備、本組が運営管理する屋台蔵及び本組が運営管理するその他財産の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に関する地域的な共同活動を行うこと。

5 区域

高山市大新町 1 丁目のうち、別紙に定める区域

主たる事務所の所在地は非表示

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

該当なし

7 代理人の有無

該当なし

8 認可年月日

令和8年7月22日